

認証基準の改正(1基準)について(厚生労働省告示第350号:平成29年12月7日)

| 制定/ 改正 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第23条の2の23 第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定 する医療機器(平成17年厚生労働省告示第112号)の別表番号 | 医療機器の名称 |
|-----------|---|---|
| 改正 | 別表第3-80 | <ol style="list-style-type: none"> 1 短期的使用胆管・膵管用カテーテル 2 短期的使用胆管用カテーテル 3 胆汁ドレーン 4 胆管用ステントイントロデューサ 5 単回使用内視鏡用結石摘出鉗子 6 胆管拡張用カテーテル 7 胆道結石除去用カテーテルセット 8 結石摘出用バルーンカテーテル 9 結石破碎用鉗子 10 胆道用カテーテル |